

市民ネットワーク
山田京子様
湯浅美和子様

千葉市長 熊谷 俊人
(公印省略)

災害廃棄物の受け入れについての質問書について（回答）

昨年 3 月の東日本大震災により、岩手、宮城の 2 県で約 1,680 万トンもの災害廃棄物が発生しました。現地では仮設焼却施設を建設し、順次処理を行っているところですが、焼却施設の数 が足りないのが現状です。

そのため、環境省は岩手、宮城、福島 of 東北 3 県と、一部の自治体を除いた道府県及び政令 市に対して、災害廃棄物の受け入れを要請しました。これについて、被災地岩手県及び宮城県 から、それぞれの広域処理希望量（岩手 120 万トン、宮城 127 万トン）が示されているところ です。

そのため、本市では、3 月 16 日に「放射線測定の結果、安全が確認できる数値であること」と、「地元住民の方々の理解が得られること」を条件に、東北地方の災害廃棄物の受入れを表明し たところ です。

さて、平成 24 年 5 月 21 日付けで提出されました質問書につきまして、下記のとおり回答いた します。

記

以上

- 被災地では、災害廃棄物を仮置き場に運び込んでおりますが、山積みされた災害廃棄物は、 気温が上がるにつれて自然発火による火災の危険性、腐敗による悪臭、ハエの発生など生 活環境に著しい影響をあたえています。このような状況から被災地から広域処理する要望 があり、また「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」第 6 条第 1 項に基づき、平成 24 年 3 月 16 日付けで内閣総理大臣より広域的 な協力要請があったこと から、本市は人道的見地により受け入れを表明しました。
- 「安全が確認できる数値」とは、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特 別措置法」（平成 23 年法律第 99 号）に基づく「東日本大震災広域処理に関する基準等」（平 成 24 年環境省告示第 76 号）による数値を参考にしながら検討を進めているところ です。ま た、「地元住民」ですが清掃工場及び埋立処分場の周辺住民を考えています。
- 被災地との協議状況ですが、3 月 16 日に受入れの検討を表明後、岩手県へ連絡をし、震災 後に職員を派遣していた経緯のある陸前高田市を支援先自治体の候補として調整を依頼し たところ です。現在、岩手県は県内の災害廃棄物の再測定や廃棄物処理計画の見直しを行っており、そ の計画に基いて、支援先自治体の連絡が岩手県からある予定です。
- 事務費については支援先自治体が決定後、岩手県と協議・調整を行う予定です。
- 災害廃棄物中の有害物質につきましても、放射線量同様に現地における調査、測定を行う 予定です。
- 受入れる災害廃棄物に関しましては、千葉市内で通常排出される廃棄物処理に影響がなく、 清掃工場の廃止スケジュールにも影響の出ない数量を支援先自治体と調整し受入れていく 予定です。
- 被災地は比較的小規模な自治体が多く、本市のように大型の焼却施設をもたない自治体 が 多くあります。現在、被災地には仮設焼却炉の建設・稼動が順次開始されています。しかし、 震災で発生した廃棄物をすべて処

理するには足りない現状と考えております。

- 8 災害廃棄物の仮置き場の大半は、工場跡地や住宅跡地等を利用している現状があります。1日でも早く仮置き場の廃棄物をなくすことは被災地の復興に必要なものであると考えております。広域処理に協力し1日も早い東北地方の復興につながるように、今後も国のリーダーシップのもと千葉市としてできる限り協力していきたいと考えております。

(お問い合わせ)

千葉市環境局資源循環部廃棄物対策課 TEL 043-245-5067